

地域のみどりづくりを支援します！

「緑豊かで活力のあるふるさと創造事業」

補助金募集案内

町では、町内の身近なみどりをふやすため、地域住民・NPO等が主体となり協働で実施する緑化活動及び農業体験農園の経費を助成します。

対象事業

遊休農地解消や地域振興を目的とする景観作物植栽等の緑化活動及び農業体験農園を1アール以上の規模で実施運営する事業とします。ただし、次の要件に該当する事業は、

補助金の額

事業にかかる補助対象経費の全額
※1事業あたり50万円を限度とします。

補助対象者

- (1)地域の緑化組織（地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される町内の地域緑化活動を目的とする組織）または個人
- (2)町内に土地を所有または借り受けている農業体験農園を運営する方
- ※農業体験農園経営者は、今後3年以上農園を運営することが条件です。
- ※政治活動、宗教活動及び営

第51回水道週間 6/1～6/7

おいしいね この水未来にいつまでも

水道相談所開設

- ◇日時 6月1日(月)～6月5日(金) 午前9時～午後4時
- ◇場所 上下水道事業所 (⑤十日町)
- ◇内容 水道料金等に関する相談に応じます。
- ◇問い合わせ 上下水道事業所 ☎46-5600

水道週間中は、南三陸上下水道工事組が町内の幼稚園、保育園、保育所及び小中学校の水道施設無料点検を行います。

6月の移動町長室は

6月24日(水)です！

「移動町長室」は、毎月1回、町長室を歌津総合支所に移動して、そこで町長または副町長が執務を行います。執務時間は、午前9時～午後3時までです。

- ◇問い合わせ 歌津総合支所 地域生活課 ☎36-3921

審査方法

次のような観点から審査し、総合評価の高い事業から採択します。

- (1)適切な維持管理を継続的に実施できる体制が行われているか。
- (2)緑化活動を通じた地域との交流があるか。
- (3)地域の緑化啓発に大きく寄与すると認められた計画であるか。
- (4)活動地の条件に適した植物を用いた活動であるか。
- (5)活動に発展が見込めるか。
- (6)その他特筆すべき内容があるか。

補助事業期間

交付決定の日から平成22年3月31日まで。

手続方法

提出書類を持参のうえ、産業振興課農林業振興係まで申請してください。

◇受付期間 6月1日(月)～6月30日(火)

提出書類

- (1)補助金交付申請書
- (2)事業計画書
- (3)収支予算書
- (4)事業費積算書

問い合わせ

産業振興課 農林業振興係 ☎46-1379

狂犬病予防注射と犬の登録

狂犬病予防注射を実施しますので、飼い主の方は最寄りの会場で必ず受けるようお願いいたします。



◇対象 4月と5月に狂犬病予防注射を受けていない犬

◇持参するもの 通知書、注射料3,020円(おつりの無いようお願いします。)

※生後3カ月未満の犬、妊娠犬は注射できません。また、犬の体調が悪い場合は、獣医に相談してください。

※すでに犬が死亡している場合は、死亡届の提出が必要になりますので、通知書を持参のうえご来場ください。

※新規の方は、登録料と注射料(合計6,020円)をお持ちのうえ、受付に申し出てください。

※動物病院等で注射を行った場合は注射済票を交付しますので、通知書、狂犬病予防注射済証及び注射済票交付手数料(550円)をお持ちのうえご来場ください。

月 日	時 間	場 所
6月23日(火)	午前9時～9時20分	入谷公民館
	午前9時40分～10時	戸倉公民館
	午前10時20分～10時40分	くろしおランド
	午前11時10分～11時30分	歌津保健センター

問い合わせ 環境対策課 環境対策係 ☎46-5528
町民福祉課 生活福祉係 ☎36-3923

食中毒に気をつけましょう

食中毒は、高温多湿な夏場に多く発生しますが、最近は季節を問わず発生しています。

手を洗う、食品は十分に加熱する、冷蔵庫を過信しない、調理器具を清潔にするなど、日ごろの衛生習慣を心がけることが大切です。

☆腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ、腸炎ビブリオなどによる食中毒を防ぐには、次の3つの原則が大切です。



公的年金から個人住民税を天引きする制度が始まります

(例)住民税の年額が6万円(年金所得のみ)の場合
平成21年度の納め方

月	納付書で納める(普通徴収)		年金からの引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1

平成22年度以降の納め方

月	年金からの引き落とし(特別徴収)				
	4月	6月	8月	10月	12月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度の2月と同じ額		平成22年度の年税額の残り3分の1		

問い合わせ 町民税務課 課税係 ☎46-1372

年金所得にかかる個人住民税は、給与からの天引き(特別徴収)または納付書や口座引落(普通徴収)により納めていただいておりますが、本年10月からは、年金支給時に年金から天引きさせていただく特別徴収制度が開始されます。

対象者

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち年金所得に係る住民税の納税義務のある方。

徴収する税額

年金所得の金額から計算した税額が天引きされます。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまで通りの方法で納付していただきます。

対象となる年金

老齢基礎年金や国民年金等の公的年金
※障害年金及び遺族年金などの非課税の年金は対象となりません。